

有機農産物栽培作業日誌システムの開発

福島県農業総合センター 有機農業推進室
企画経営部経営・農作業科

部門名 農業経営 - 農業経営 - コンピュータ利用
担当者 依田浩文・横井直人

新技術の解説

1 要旨

福島県が行う有機農産物生産行程管理者の認定に際して、「申請ほ場の栽培履歴」は「生産行程管理者ごと、年次及び申請ほ場の作物ごとに作成する」とされており、日ごとの作業内容を記載する様式となっている。作業日誌の集計・転記・所定様式での書類作成の負担が大きいとの声があり、コンピュータを利用した作業日誌管理システムを開発した。

- (1) 本システムの使用により、有機農産物認定の申請書添付資料である「申請ほ場の栽培履歴(ほ場別・作物別集計)」及び「有機農産物格付記録簿」が簡易に作成できる(図1～図5)。
- (2) 栽培基礎データとして登録できる件数は、育苗ほ場10件以内、栽培ほ場50件以内、栽培作物は1栽培ほ場当たり5作物以内(最大で5作物×50ほ場=250作物)、格付け出荷する作物数は50種類以内である。
- (3) 作業記録の入力件数上限は、育苗管理作業・栽培管理作業データで年間6,000件(1日15件×365日程度)、格付け出荷データで年間3,000件である。

2 期待される効果

有機農業に取り組む農業者の生産管理記録および申請書類作成が効率化できる。

3 適用範囲

有機農産物栽培に取り組み、福島県が行う有機農産物認定を受ける農業者。

4 普及上の留意点

- (1) 本システムは、有機農産物認定申請で添付資料「申請ほ場の栽培履歴(ほ場別作物別集計)」を作成する際、ほ場数や作物数が多い農業者の負担軽減を図ることを目的として作成している。「申請ほ場の栽培履歴」の作成自体は、本システムを使用せずワープロ等で作成したもので、まったく支障はない。
- (2) 本システムは、有機農産物認定申請書添付資料の作成に機能を特化したものである。このため、作業時間・収益・費用等に関する管理機能は有していない。
- (3) 本システムで作成する帳票は、福島県に対し有機農産物の認定を申請する時に提出する様式である。このため、生産者が福島県以外の有機農産物認定機関の認証を受けている場合は、本システムは使用できない。

具体的データ等

有機農産物栽培作業日誌システムの操作画面

図1 農場の生産基礎データの登録

図2 日々の育苗作業及び栽培管理作業内容の入力

図3 所定様式帳票の印刷実行

図4 「申請ほ場の栽培履歴」印刷帳票様式

図5 「有機農産物格付記録簿」の印刷帳票様式

その他

1 執筆者

依田浩文・横井直人

2 主な参考文献・資料

(1) 平成20年度福島県農業総合センター試験成績概要(2008)